

児童手当のご案内

●児童手当とは…

子育て家庭への支援と、児童の健やかな成長のため、高校生年代までのお子様を養育している方へ手当を支給するものです。



●支給対象者

0歳から高校生年代まで(18歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者(生計中心者)で、新潟市に住民登録のある方。(新潟市に住民登録があっても、海外で生活している場合は、支給対象者かどうか判断するために、調査を行うことがあります。)

※ 公務員の方(独立行政法人、公益法人等への派遣職員は除く)は、勤務先で手続きしてください。

●申請手続き

- ・ 児童が生まれたときや、児童手当の受給者が他の市区町村から転入した時は、新潟市の区役所・出張所に認定請求書を提出してください。郵送する場合はお住まいの区の区役所に送付してください。
- ・ 児童の保護者のうち、**生計中心者(所得が高い方)**が申請をしてください。
- ・ 申請手続きをされた方には、手続きから1～2カ月後に審査結果をお送りし、認定された場合、申請した月の翌月分からの手当を支払月に支給します。
- ・ 誕生日や前住所地の転出予定日(事由発生日)が月末に近い場合、事由発生日の翌日から15日以内に申請すると、事由発生日の翌月分からの手当を受給できます。
- ・ 郵送申請の場合、請求日は消印日となります。

●支払月

児童手当は、支払月の前2カ月分を毎回15日(金融機関の休日にあたる場合は、その前の営業日)に指定の口座に振り込みます。ただし、支払期間中に転出等で受給資格が消滅した場合は、この限りではありません。支払について、個別に通知はいたしませんので、通帳にてご確認ください。

4月支払	2月・3月分	10月支払	8月・9月分
6月支払	4月・5月分	12月支払	10月・11月分
8月支払	6月・7月分	2月支払	12月・1月分

●手当額(月額)

児童の年齢	児童1人あたりの手当額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000 円	30,000 円
3歳から高校生年代	10,000 円	30,000 円

児童手当の支給対象となる児童は、高校生年代までですが、子の人数を数える対象は、保護者に経済的負担がある22歳年度末(22歳に達した日以後最初の3月31日)までの子を数えます。

(18歳年度末以降の子は「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です)

なお、4月1日が22歳の誕生日となる場合の22歳に達した日は、出生の日から起算して誕生日の前日(3月31日)であるため、この日が「22歳に達した日以後最初の3月31日」となります。

●以下の変更事由があった場合は届出が必要です

加入している 年金の種類が 変わった	3歳未満の児童を養育し、前年6月1日から下記の変更があった方 ・共済組合 A⇒共済組合 B ・国民年金または厚生年金⇒共済組合 「氏名・住所等変更届」と健康保険資格確認書等の写しの提出が必要です。
振込口座を 変更したい	手当の振込口座を変更したい場合は、「口座変更届」を提出してください。 (結婚や離婚などで、振込口座の名義が変わった場合も、手続きが必要です。) なお、変更できる口座は <u>受給者名義</u> の口座に限ります。
児童が 増えた	出生などで養育する児童が増えた場合「額改定認定請求書」の提出が必要です。 出生日の翌日から15日以内 に手続きをしてください。申請手続きが遅れると、 手当の支給を受けられない月が生じる場合がありますので、ご注意ください。
児童が 減った	監護(面倒をみること)をしなくなった児童がいる場合など、支給対象の児童が 減る場合は、「額改定届」を提出してください。 ※ 18歳に年齢到達した児童は自動的に減額になるため、額改定届の提出は不要です。18歳 年度末以降も保護者に経済的負担があり、子が3人以上いる場合は「監護相当・生計費の負 担についての確認書」の提出が必要です。
受給者、配偶者、 児童の 住所、氏名、 配偶者の有無に 変更があった	◎「氏名・住所等変更届」の提出が必要な場合 ・配偶者、児童の住民票が新潟市外にあり、その住所や氏名が変更になる場合 ・受給者が結婚、離婚し配偶者の有無が変わった場合 ・DV等による避難で新潟市に住民票がない受給者が氏名や住所等を変更する場合 ※ 住所変更に伴い、受給者と児童が別居した場合、「別居監護申立書」等の書類の提出が必要 です。 必要書類がご提出いただけない場合、手当の支払を一時停止させていただきますの で、ご注意ください。

※ その他必要に応じて手続きしていただく場合があります。

※ 各種届出様式、オンライン申請等は

こちらの二次元コードからご確認ください →



●問い合わせ

担 当 窓 口		電話番号
北 区役所 健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335
東 区役所 健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330
中央 区役所 健康福祉課	児 童 福 祉 係	025-223-7230
江南 区役所 健康福祉課	児童福祉担当	025-382-4353
秋葉 区役所 健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
南 区役所 健康福祉課	児童福祉担当	025-372-6351
西 区役所 健康福祉課	児童福祉担当	025-264-7340
西蒲 区役所 健康福祉課	児童福祉担当	0256-72-8389

